

大規模修繕等を行ったマンションにかかる固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 松山市長

申告者

住 所

ふりがな

氏 名
又は名称

電 話 () -

地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する固定資産税の減額の適用を受けるため、松山市市税賦課徴収条例附則第12条の3第10項に基づき申告します。

減額を受けようとする家屋			
納税義務者	<input type="checkbox"/> 同上 (納税義務者が申告者と同じ場合、下記の住所・氏名を省略できます。該当の場合、□にチェックを入れてください)		
	住 所		
	氏名又は名称		
	個人番号 又は法人番号	⇒個人番号は左1マス空けて記載 (右詰で記載)	
家屋の所在地			
家屋番号		種類 (用途)	
建築年月日		年 月 日	登記年月日
床面積	専有部分	m ²	構 造
	うち居住部分 (1/2以上であること)	m ²	当該工事完了年月日
		年 月 日	年 月 日
木造・鉄骨造・軽量鉄骨造 鉄筋コンクリート造・ その他 ()			
工事を完了した日から3か月経過した後に申告書を提出する場合は、その理由			
(共有所有の場合は、該当する□にチェック)			
<input type="checkbox"/> この申告について共有所有者全員が同意している。		<input type="checkbox"/> 左記以外 ()	

※添付書類については裏面参照

担当者

【 添付書類 】

[共通]

※以下、各様式の参照先を記載する

- 大規模の修繕等証明書又はその写し
- 過去工事証明書又はその写し
- 当該マンションの総戸数が分かる書類(設計図書等)

以下の区分に応じた各書類

[管理計画認定マンションの場合]

- 管理計画の認定通知書(変更認定通知書)又はその写し
- 修繕積立金引上証明書又はその写し

[助言・指導を受けて長期修繕計画の見直しを行ったマンションの場合]

- 助言・指導内容実施等証明書又はその写し

【 マイナンバー制度について 】

マイナンバー制度により、「個人番号」「法人番号」が必要となります。個人番号の場合、通知カード等による番号確認と、運転免許証等による本人確認をすることが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条で規定されていますので、ご協力をお願いします。

なお、郵送の場合は、通知カードの写し及び運転免許証等の写し 又は 個人番号カードの写しを同封してください。

【問い合わせ先】

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所 理財部 資産税課 家屋担当
電話 (089) 948-6319 ・ 948-6321 ・ 948-6323